

危険木伐採事業費等補助金制度が始まります！

町では、住宅等への倒木被害から町民の生命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採、撤去などを行う者に対し、4月1日より補助制度を設けます。

対象者	危険木の所有者又は危険木の所有者の承諾を得た住宅等管理者 ※法人は対象外となります。
対象となる経費	危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費 倒木の撤去及び処分に要する経費
危険木の定義	直径が概ね20センチメートル以上、かつ、樹高が概ね5メートル以上のもので、転倒、幹折れ又は根返りが発生し住宅や付属する工作物に被害を与えるおそれがある立木
補助率等	対象経費の2分の1以内の額（20万円を限度）
その他	申請は、同一年度内に1回となります。

※住宅等管理者…危険木により被害の恐れのある住宅等の所有者本人、親族（3親等以内）又は住宅入居者。

お問い合わせ先

産業課 農林係 ☎47-3002

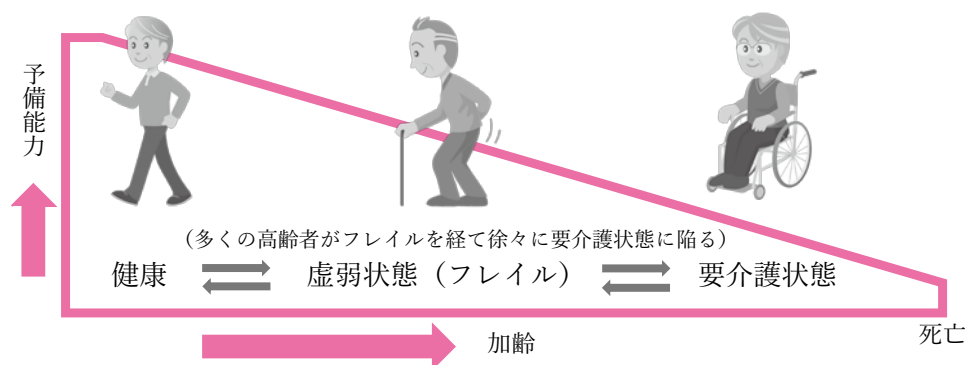
☆福島町健康づくり推進協議会 ～福島町三師会の健康情報コーナー～

「フレイル」って、なあ～に？

高齢期になり、身体の機能が低下することは、ストレスに対する脆弱性（もろさや弱さ）を高め、日常生活の障害、要介護の発生、死亡のリスクを増大させる要因となります。これまでは、“虚弱”や“老化”などと表現されることが多く、加齢により老い衰えていくばかり（**不可逆性**）で、改善できないという印象を与えることが懸念されてきました。2014年に日本老年医学会は、“虚弱”に代わって、英語の「Frailty」（フレイルティ）が語源の“**フレイル**”という用語をもちいと提言しました。フレイルは、社会的な側面も含む多面的で包括的な概念であり**可逆性**を有するとされています。

日頃から自らの健康状態を気軽に相談できる「**かかりつけ**」医師や、「**かかりつけ**」薬剤師を持ち、フレイルの早期発見および早期対処によって、フレイルからの脱却や機能障害（認知症など）の発生の回避が期待されます。一緒に取り組みましょう！（文責：小笠原クリニック 院長 小笠原実）

フレイルの概念



お問い合わせ先

福島町健康づくり推進協議会（福祉課内） ☎47-4682